

公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

2020年8月4日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長 宮田 年耕

1 業務概要

(1) 業務名 (高改修費) 首都高速道路の技術等に関する調査研究 (2020年度)

(2) 業務内容

本業務は、調査研究の委員会運営及び「新技術情報システム」の維持管理業務を行うものである。
＜業務内容＞

1) 委員会の運營業務

1. 首都高速道路の構造技術に関する委員会 (2020年度)

本委員会は、首都高速道路株が実施する各種設計要領では対応できない事象に対する研究や道路の建設・保全する際に生じる技術的な諸問題について検討を行う。尚、委員会は年1回の開催、委員による個別指導を1回実施する予定である。

2. 首都高速道路の橋梁に関する委員会 (2020年度)

本委員会は、都市内高架橋に関する設計・施工技術等の重要な課題について審議・検討を行う。尚、委員会は年1回の開催、委員による個別指導を1回実施する予定である。

3. 景観向上に関する委員会 (2020年度)

本委員会は、供用路線及び新設構造物の景観向上やトンネル内走行区間の向上等、景観に配慮する必要がある案件を審議する。尚、委員会は年1回の開催、委員による個別指導を計20回実施する予定である。また、本委員会の検討事項を資料1枚程度で作成予定である。

4. 電気通信設備の信頼性向上に関する検討委員会 (2020年度)

本委員会は、最新の技術動向を踏襲し、今後の首都高速道路における交通情報オープンデータ化、次世代の画像技術の在り方について審議する。委員会は年に2回、幹事会は年2回の開催を予定している。また、委員による個別指導を2回予定している。

5. 都市トンネルの換気設計に関する検討委員会 (2020年度)

本委員会では、近年の自動車排出ガス量削減を受け、都市トンネルの換気運用について検討及び換気ファン使用等の換気設備更新に向けた新技術等の検討を行う。委員会は年に2回の開催、委員による個別指導を1回予定している。

6. 保全技術に関する検討部会 (鋼構造部会)

本検討部会では、鋼構造物の疲労損傷に対し最新の知見及び技術による点検や補修・補強について検討を行う。委員会は年3回の開催、委員による個別指導を8回予定している。

7. 保全技術に関する検討部会 (コンクリート構造部会)

本検討部会では、プレストレストコンクリート桁等を中心に床版、桁、橋脚等の構造物全

般の点検や補修・補強等の維持管理上の課題について審議する。委員会は年に3回の開催予定、委員による個別指導を年8回予定している。

2) 「新技術情報システム」等の維持管理業務

首都高速道路株が保有しているWEBページ「首都高の技術(<https://www.shutoko.jp/ss/tech-shutoko/>)」のうち新技術情報の受付登録業務を実施する。受付は15件程度を想定している。受け付けた新技術情報は内容について事前検討を行い、精査した後に当社の新技術活用検討会に諮る。尚、新技術活用検討会は6回を想定している。また、新技術活用検討会の結果やその他の更新事項について、WEBページの更新案を作成する。WEBページの更新案作成は15回程度を想定している。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から2021年10月31日まで

(4) その他

- ①本業務は、提出された技術提案書を審査した結果、技術提案書の評価点が70点以上の者の中で最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）の対象業務である。
- ②本業務は、見積等を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、契約責任者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては4(1)に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書(電子入札留意事項様式第1)を提出するものとする。
- ③本業務は、首都高速道路株式会社の業務未経験技術者の育成支援を目的とした試行業務である。
- ④技術提案書は、持参又は郵送により提出すること。
- ⑤その他については、電子入札留意事項によることとする。

2 競争参加資格

- (1) 首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第1号）第73条の規定に該当しない者であること。
- (2) 首都高速道路株式会社における2019・2020年度競争参加資格の「その他土木設計」の認定を受けている者であること。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（詳細は「資本関係・人的関係がある者同士の競争参加制限について(https://www.shutoko.co.jp/business/bidinfo/data/kanke_seigen/)」に記載）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、調査・設計請負現場説明書の説明事項1(11)イの記載に抵触するものではないことに留意すること。

(4) 業務実施上の条件

①法人に必要とされる業務の実績

当該業務に参加希望する法人は、2010年度以降に国土交通省又は地方公共団体（都道府県及び政令指定都市）、国立研究開発法人土木研究所、高速道路株式会社（首都、東日本、中日本、西日本、阪神及び本州四国連絡）、高速道路公社（名古屋、広島、福岡北九州）、又は株式会社高

速道路総合技術研究所のいずれかが発注した業務において、学識経験者等を含む委員会を複数件同時に運営し、完了した業務実績を有すること。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。

②予定管理技術者に必要とされる要件

イ 技術者資格（予定管理技術者）

技術士〔建設部門〕、RCCM又はこれと同等の能力と経験を有する技術者^{※1}

※1：「同等の能力と経験を有する技術者」とは以下のいずれかに該当する者を指す。

1. 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（旧大学令による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む。）を卒業した後、高速道路株式会社、高速道路公社、国土交通省又は地方公共団体による道路の計画、設計、施工又は維持管理に関して、20年以上の実務経験を有する者
2. その他の者にあつては、高速道路株式会社、高速道路会社、国土交通省又は地方公共団体による道路の計画、設計、施工又は維持管理に関して30年以上に実務経験を有する者

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課）を受けている必要がある。

ロ 業務実績（管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者）

2010年度以降に完了した、以下に示される同種又は類似業務について、1件以上の実績を有さなければならない。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。

同種業務：自動車専用道路（道路法第48条の2第1項又は第2項により指定された道路を指す。）又は高速自動車国道（高速自動車国道第4条第1項により指定された道路を指す。）における計画、設計、施工、又は維持管理に関する学識経験者等を含む委員会業務

類似業務：上記以外の道路の計画、設計、施工、又は維持管理に関する学識経験者等を含む委員会業務

ハ 手持ち業務量（予定管理技術者）

2020年8月4日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む。）において、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額が500万円以上の業務の契約金額の合計が4億円未満かつ件数が10件未満であること。

なお、手持ち業務が複数年契約の業務の場合には、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。

【手持ち業務量が超過した場合】

2020年8月4日以降契約締結日まで及び履行期間中、管理技術者の手持ち業務量（本業務を含まない）が契約金額で4億円または契約件数で10件を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなけれ

ばならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合は、当該管理技術者を交代させる等の措置を請求する場合がある。

なお、変更後の管理技術者は以下の要件をすべて満たす者とする。

- a) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者。
- b) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- c) 当該管理技術者と同等以上の業務評定点を有する者
- d) 手持ち業務量が上記で定めた制限量を超えていない者

(5) 参加表明書の提出期限の日から開札のときまでに、当社から競争参加停止措置準則（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。

3 技術提案書の評価基準

(1) 技術提案書による評価

- ① 予定管理技術者の当社業務経験の有無及び予定管理補助技術者の配置
- ② 予定管理技術者及び予定担当技術者の技術資格
- ③ 予定管理技術者（管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者）及び予定担当技術者の同種類似業務の実績
- ④ 予定管理技術者、予定管理補助技術者（配置する場合）及び予定担当技術者の手持ち業務量
- ⑤ 予定管理技術者（管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者）及び予定担当技術者の当社及び公的機関からの表彰経験
- ⑥ 予定管理技術者（管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者）の当社での業務成績

(2) 配置予定技術者からのヒアリングによる評価

- ① ヒアリング対象者
 - イ 予定管理技術者（管理補助技術者を配置する場合は、ヒアリング時に説明・回答を補助することができる。）
 - ロ 予定管理補助技術者（配置する場合）
- ② 評価項目
 - イ 専門技術力の確認
 - ロ 業務への取組姿勢
 - ハ コミュニケーション力の評価

4 手続等

(1) 担当部局

首都高速道路株式会社財務部契約課

〒100-8930

東京都千代田区霞が関1-4-1（日土地ビル8階）

TEL：03-3539-9319 FAX：03-3539-9566

(2) 現場説明書・技術提案書作成要領等の交付期間及び方法

- ① 交付期間：2020年8月4日（火）から2020年8月25日（火）午後4時まで
- ② 方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。なお、やむを得ない事由により、上記交付方

法による受領ができない場合は、別の方法（CD-R等の配布）により無償で交付するので、上記（１）の担当課まで申し出ること。

- ・首都高速道路株式会社ホームページ（入札公告等）
（<https://www.shutoko.co.jp/business/bid>）

③交付資料のダウンロード操作手順：

上記サイトにて、該当業務の交付資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報（会社名、担当者名、連絡先等）を入力する。登録確認メール（ダウンロード先URL及びダウンロード先パスワードの通知）を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。

(3)参加表明書及び技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

①電子入札システムによる場合

参加表明書（電子入札システムにより提出すること。）

- ・受付期間：2020年8月4日（火）から2020年8月25日（火）午後4時まで
技術提案書（持参又は郵送により提出すること。）

〈持参の場合〉

- ・受付期間：2020年8月4日（火）から2020年8月25日（火）までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。）、午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

- ・受付場所：上記4(1)に同じ。

〈郵送の場合〉

- ・受付方法：2020年8月4日（火）から2020年8月24日（月）まで
- ・郵送方法：書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

なお、郵送提出する旨を事前に現場説明書に記載の担当部局まで連絡すること。

- ・郵送先：上記4(1)に同じ。

②紙入札による場合（持参又は郵送により提出すること。）

〈持参の場合〉

受付期間、受付場所は、上記4(3)①〈持参の場合〉のとおり。

〈郵送の場合〉

受付期間、郵送方法、郵送先は上記4(3)①〈郵送の場合〉のとおり。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は上記4(1)に同じ。

(4) 技術提案書のヒアリングを行う。

(5) 電子入札システムの稼働時間は、休日を除く午前8時30分から午後8時まで。

(6) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は、次のとおりとする。

電子入札ヘルプデスク 電話 0570-021-777（ダイヤルイン）

(平日のみ午前9時から午後5時30分まで(正午から午後1時までを除く。))

Mail : sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

- (7) 見積参加希望者が電子入札システムで書類を提出した場合には、受付票及び競争参加資格確認通知書を電子入札システムで見積参加希望者に送付するので、必ず確認を行うこと。
- (8) 本掲示に関して詳細不明な点については、上記4(1)に掲げる担当課に照会すること。
- (9) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため業務の一時中止措置等を行ったことにより完了が2019年度から2020年度に変更となった業務については評価の対象とする。ただし、業務評定点の通知を受けていないものについては業務評定点に関する評価の対象外とする。
- (10) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため業務の一時中止措置等を行ったことにより完了が2019年度から2020年度に変更となった業務については、2020年度の手持ち業務とみなさない。
- (11) 詳細は現場説明書及び技術提案書作成要領による。